川崎市公告第1502号

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の変更の届出がなされたので、同法第6条第3項の規定において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和7年11月14日

川崎市長 福田紀彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 クロスガーデン川崎 川崎市幸区小倉1658-35 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者 の氏名

三井住友信託銀行株式会社 支配人 鈴木 雅士 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

- 3 変更した事項
- (1) 大規模小売店舗を設置する者

(変更前) 三井住友信託銀行株式会社 支配人 高岡 良典 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

(変更後) 三井住友信託銀行株式会社 支配人 鈴木 雅士 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

(2,2,14)		
氏名又は名称	代表者	住所
株式会社ヤマダデン キ	代表取締役 上野 善紀	群馬県高崎市栄町1番1号

他計3者

(変更後)

氏名又は名称	代表者	住所
株式会社ヤマダデン キ	代表取締役 佐野 財丈	群馬県高崎市栄町1番1号

他計3者

- 4 変更の年月日
- (1) 令和7年4月7日
- (2) 令和7年4月1日 他

- 5 変更する理由
- (1)建物設置者が支配人を変更したため
- (2) 小売業者の代表者変更のため
- 6 届出の年月日令和7年10月29日
- 7 届出及び添付書類の縦覧場所 経済労働局観光・地域活力推進部商業・サービス業振興担当 (本庁舎9階)
- 8 届出及び添付書類の縦覧期間及び時間帯 令和7年11月14日から令和8年3月14日の午前8時30分から午後5時まで。 ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く。
- 9 法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、当該公告の日から4月以内に、川崎市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。
- 10 意見書の提出期限及び提出先 令和8年3月14日 経済労働局観光・地域活力推進部商業・サービス業振興担当